愛知働くものいのちと健康を守るセンター

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町９－３労働会館　本館306号
TEL・FAX 052-883-6966　mail inoken-aichi@roren.net
URL http://homepage3.nifty.com/inoken-aichi/

愛知センター第１５期総会を開催

８月２７日(土)午後１時半より、第１５期総会が開かれました。大阪健康センターの北口修造さんの記念講演を目玉にして１年を総括し、これからの１年の活動方針を決めました。

健康センターの活動への注目度が、少しずつ高まっています。年３回の電話相談日に相談の電話をしてくる人が多くなりました。希望に胸をふくらませて就職したのに、早朝から深夜まで働かされて、健康を心配し、胸がつぶれるような親御さんからの相談が多くありました。新たに、７月の全国安全週間の一日にも電話相談を開くことを計画しています。

相談がきっかけとなって、杉山過労死事件と山下過労死事件で労災認定を勝ちとったことは、健康センターも支援してきただけに、大きな成果と喜びたいものです。総会では、トヨタの労働者のご主人の過労死認定を求めて裁判を始めた内野さん、刈谷市職員で公務災害認定が認められず基金支部審査会に審査請求をしている倉田さんが支援を訴えながら挨拶されました。早期解決のために支援を強めていきたいと考えます。

今年、健康センターのホームページの更新がすすんでいます。体裁、内容共に他に誇れるものになっています。その割にまだホームページにアクセスする人が多くありません。ホームページが、働く人の健康のために、心のよすがとして大事なものになりますように、読者の皆さんも是非センターのホームページを開いてみてください。

この秋、健康センターの活動が全国あまねくゆきわたることを念願しつつ、東海北陸セミナーを名古屋市で開催します。１０月２９日（土）～３０日（日）、全港湾会館が会場です。こぞって参加してください。

この日、刷り上がったばかりの健康センターが発行する「年会誌」が配られました。働く現場に労働安全衛生委員会の活動を広めようとする「座談会」や「労働組合の労働安全活動方針を特集した資料」が注目されています。ぜひ、あなたの手元にも１冊備えて、活用してほしいと思います。働く者の健康と安全が大切にされる社会に前進するよう健康センターの会員がもっともっと増えますようにあなたの協力をお願いしたいものです。

田渕理事長代行

第１５期総会
記念講演

学者・研究者・労組と健康センターのネットワークづくりをどうすすめるか

大阪労働健康安全センター　北口事務局長

１．学者・研究者はどこにいるか

①大阪労働安全衛生研修所
②大阪産業保健推進センター
③府立公衆衛生研究所
④民主法律家協会
⑤大阪民主医療機関連合会・社会医学研究所
⑥関西勤労者教育協会

これらの場所にいる先生方と関係を持ち、それを大切にする。

２．単産加盟組合の中で優れた労働安全衛生活動を実践している組合と仲良くする

①民間組合
化学一般関西地本・全港湾阪神支部・福祉保育労大阪地本
②公務関係
単組・支部では安全衛生委員会活動はおこなわれているが、単産として機能を発揮していない。
③いくつかの問題点
・専従役員が多忙過ぎてプロフェッショナルにまで至らない。
・２００７年を境にして次世代を担う役員の人材がいない。
・労働法規・労働安全衛生法・労災補償制度の知識がない。

３．学者・研究者・専門家とのつながりをどうするか

①これらの専門家を大切にする。専門分野・調査活動・分析の依頼の協力要請
②方針の検討のときから意見を聞いて参加してもらう。
③労働安全衛生に関わる資料を提供する。
全国センターの機関紙、安全の指標、労働衛生のしおり（厚労省発行）などをセンターで購入して郵送する。
④講演・講義を短くとも要請する。
食事をともにして意見の交換や頼みやすい関係を築くこと
⑤講師を先生の紹介を生かして増やしていく。
⑥労働相談センターの相談員は毎日様々な事例の相談に応じるために１年たつとめざましく頼りがいのある相談員に成長する。

北口さんは全国センターの理事会のなかでも論客で、運動の指導者である。会議の時の発言も鋭い。それは実践に裏付けられた発言であるからだ。また、会議の後の懇親会での話が面白い。本当のことを歯に衣を着せない言い方で解説してくれる。私にとっては貴重な勉強の機会です。先を見た、細かい配慮があることに気づきます。（文責：宮崎脩一）

講演する北口さん

トヨタ自動車
内野健一さん
過労死事件

労災不認定取り消しを求め 名古屋地裁へ提訴!

７月２２日(金)午後１時半、名古屋地裁前には「内野健一さんの過労死を労災と認めよ！」の横断幕。横断幕を目印に、弁護団、支援する会会員、名古屋過労死家族の会、愛知健康センター会員、労問研会員など、約２０名が集まりました。

テレビカメラの放列の中、横断幕を先頭に、午後２時過、ご主人・健一さんの労災不認定取り消しを求める訴状提出のため、整然と名古屋地裁に入りました。

１階の受付で提出した訴状には、認印も必要なく、短時間で手続きは終了し、受け付けられました。

原告弁護団は水野弁護士、岩井弁護士、田巻弁護士、大辻弁護士の４名で、この訴訟は、豊田労基署と法務大臣（国）を被告とし、豊田労基署の労災不認定処分の取り消しを求める行政訴訟となります。

健一さんの労災認定闘争については、豊田労基署が十分な調査もせずに、労災と認めない理不尽な決定(2003年12月)をしました。愛知労働局へ審査請求しましたが、これも2005年３月31日付けで労災とは認めない決定をしました。妻・博子さんは、これらの決定に到底納得できるものでなく、４月19日付けで、労働災害保険審査会（中央審査会）へ再審査請求していました。しかし、法的には、再審査請求後三ヶ月経てば、労災不認定取り消しを求め提訴できるシステムになっています。従って、博子さんはじめ弁護団会議で検討の結果、三ヶ月を経過した７月22日午後を提訴日と決定し、訴状の内容も検討されていました。また、マスコミにも提訴の旨を連絡しましたが、世界の「トヨタ自動車」社員の妻が提訴するということで、マスコミの関心も極めて高かったようです。

名古屋地裁前

トヨタ自動車
内野健一さん
過労死事件

提訴後、記者会見開く

午後２時25分から、記者会見が行われました。集まったマスコミ関係者は約２０名。少し緊張気味の博子さん、堂々として慣れた様子の弁護団。準備されたマスコミ用の資料が記者に配られ、田巻弁護士から提訴にいたった経過が説明されました。原告・博子さんが記者会見で訴えた内容は、次のとおりです。

■どのような状況だったのか？

主人は、いつもニコニコして人のために動くような、優しい人でした。その主人が、亡くなる半年前くらいから前から、休みの日も眉間にシワを寄せて、「余裕がない！」と笑顔が消えてしまいました。そして、どんどん帰宅時間が遅くなり、友達からも「そんなに働くと死ぬぞ！」と言われ、１ヶ月後に倒れて亡くなったのです。周囲が過労を心配する中、夜勤の最中に工場で、上司の横で倒れたのです。

にもかかわらず、豊田労働基準監督署は十分な調査もせず、「会社にいても仕事をしていたかどうか分からない。」という理由で却下しました。豊田労基署は、主人の組の労働環境を十分調査せずに反対番と比べたり、亡くなる直前の仕事中のトラブル処理についても調査しないまま「業務外」という結論を出しました。「結果ありき」としか思えません。　主人は帰宅するとまず、「疲れた」と言ってお風呂に入り、食事もそこそこに寝るような状態でした。土日は休みのはずですが、社内の行事の役割をいくつか任命されていたので、行事のための準備作業や行事運営に追われ、頭がうまく回っていないような状況でした。それなのに、会社で時間をつぶしていたかのような理由で却下されたことは到底考えられません。主人に申し訳ない気持ちで一杯です。

過労死でないというならそれを証明してほしい。

■何故亡くなったのか?!

主人は、品質管理のライン外業務をしていたので、ライン残業後もいろんなトラブル処理や対応がありました。そしてそれらがある程度落ち着いたら、状況や引き継ぎ事項をまとめ、申し送り帳に記入するという仕事がありました。主人は、その記入中に倒れたのです。

そして、車作りに関する仕事以外にも、トヨタには賃金がつかないさまざまな業務があります。建前は「自主活動」ですが、実質は「ほぼ強制」であり、そのほとんどに主人は役割を任命されていたのです。例えば、ＱＣサークル活動リーダー、創意工夫のチェック担当、交通安全リーダー（車を作るトヨタにおいて、車作りと並ぶくらい重い課題で、日々、運転中にヒヤリとしたりハットした体験をまとめたりミーティングを行います。）、新人教育、ＥＸ会広報係、そして、組合の職場委員です。これらの役割を上司に任命されて、会社でこれらの仕事を行っていても、通称「インフォーマル活動」と言われ、「仕事」とは認められない。

関心を集めた記者会見

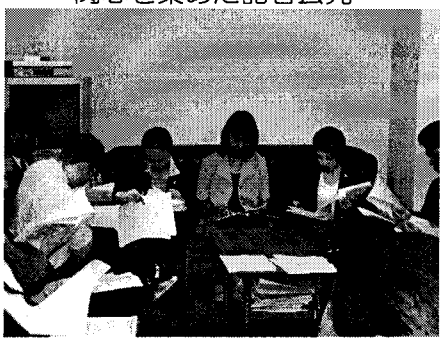

このようなバカな論理のもとで、主人の頑張りを無駄にされるわけにはいきません。

主人は、いつも上司や部下のことを気遣って仕事をしていたのに、亡くなった途端に、みんな自分がかわいいからと去っていきました。労働組合ですら、自発的には何もしないという姿勢です。それでも私は諦めずに、一つ一つ改善できる点を会社や組合に要望し、みんなが安心して働くことができる環境作りに、少しでも貢献できればと思っています。

改悪「労働安全衛生法（案）」、廃案!

働くもののいのちと健康を守る全国センター声明要旨

2005年８月８日、参議院本会議は、郵政民営化法案を否決し、小泉総理は衆議院を解散しました。衆議院解散により、労働安全衛生法等「改正」案（労働安全衛生法、時短促進法、労災保険法、労働保険料徴収法の四つの「改正」法案）は、廃案となりました。

この労安法の改悪は、過労死・過労自殺予防対策とはならないこと、長時間労働を野放しにするだけであることなど、私たちは法案「改正」の問題点指摘してきました。さらに、過労死を考える家族の会など全国の仲間とともに、国会議員との懇談会、厚生労働委員を中心にした議員要請行動、ハガキ要請運動、各県の労働局交渉など、積極的に運動を進めてきました。その結果、３月に国会上程されたにもかかわらず、７月まで厚生労働委員会での審議が行われなかったことが示すように、審議入りを大幅に遅れさせ、５５日という大幅な国会の会期延長にもかかわらず、改悪法案の成立をさせませんでした。

しかし、日本経団連など財界は、ＪＲ西日本福知山線の脱線転覆事故やアスベストによる健康被害が社会問題になっているにもかかわらず、事業主の安全配慮義務を後退させる意図を捨てていません。また、労働基準法による労働時間規制を受けない労働者を作り出す「ホワイトカラー・エグゼンプションの制度化」など、財界・政府は、長時間労働をさらに野放しにしようとしています。これらは、過労死・過労自殺を増やすものと言わざるを得ません。

私たち全国センターは、労働安全衛生法等「改正」案を廃案にさせたことに確信を持ち、「月４５時間以上の残業で医師の面接を義務化する」などの要求実現のため、さらに運動を強化することを呼びかけます。

お知らせ

秋の健康学校の日程

恒例になりました「秋の健康学校」を下記の日程で開催します。講座の内容、講師などについては現在検討中です。講座・講師のご希望がありましたら、事務局までお知らせ下さい。

Ａ講座：１１月　９日（水）
Ｂ講座：１１月１６日（水）
Ｃ講座：１１月２４日（木）
Ｄ講座：１１月３０日（水）

開講時間は、いずれも午後６時３０分～午後８時４５分の予定

刈谷市職員
倉田康弘さん
過労死事件

倉田康弘さんの公務災害認定をもとめ 基金支部審査会に審査請求書を提出

愛知県支部、不当裁決！

2002年（平成１４年）５月、遺族の倉田利奈さんは、夫・康夫さんの過労死は公務災害であると、地方公務員災害補償基金に公務災害の認定を求めてきました。2005年（平成１７年）７月、基金愛知県支部は、公務外の決定をくだしました。情報公開によって手にした、基金支部から基金本部へ提出された協議文書があります。これを読むと、遺族や支援する会が調査、指摘してきたことがたくさん採用され、「本件疾病が公務上であるか否かは、判断困難である」とまとめられていました。基金が下した最終的な決定は、「公務外」という結論のために、倉田さんの不利になる材料ばかりを証拠として取り上げています。とても納得できないものです。

９月14日、倉田さんは、愛知県支部審査会に、審査請求書を提出しました。たたかいの場は、基金支部審査会に移ります。倉田さんの勤務実態について、基金支部の評価を見直して、公務外認定を取り消すよう、求めたたかうことになりました。

基金支部審査会の段階で、公務外の決定を逆転させた例が、和歌山県と滋賀県にあります。倉田康弘さんの事案についても運動をさらに広げて勝利したいものです。現在、支援する会では、審査会に参加できる「代理人」を募っています。多くの目で審査会での審議を見守ることが、公正な決定を出させる第一歩です。

刈谷市職員・倉田康弘さん過労死事件審査会代理人募集中

支援する会では、「審査会代理人」を募集中です。
「代理人」は、どなたでもなれます。
「代理人」は、審査会に出席して、審議に参加します。発言の機会はありませんが、多くの目で審査を見守り、公正な結論を引き出すのに欠かせません。
「代理人」になっていただける方は、センターまでＴＥＬまたはＦＡＸを！

センターＴＥＬ＆ＦＡＸ　０５２－８８３－６９６６

あなたも健康センターの会員になりませんか。

働くもののいのちと健康は、日を追って脅かされています。

これらを解決するためには、職場に労働安全衛生法に基づく、労安委員会を設置させ、これを活性化させて、経営者に問題の解決を迫ることです。そのためには、少し勉強しなければなりません。健康センターはそれを支援します。

１年間　４０００円で、機関紙と年会誌が自宅に送られます。
詳しくはホームページを見てください。

全国労働衛生週間のとりくみ促進を

全国労働衛生週間は今年第56回を迎え、９月１日～30日を準備期間、10月１日～７日を本週間として実施されます。

今回のスローガンは**「働き過ぎていませんか　働き方を見直して　心とからだの健康づくり」**です。

厚労省の課題提起は、「石綿による肺がん、中皮腫は近年増加しており、また依然として、全疾病者数の約６割を占める腰痛等の負傷に起因する疾病や、じん肺症等の職業性疾病は後を絶たず、有機溶剤中毒、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症等の災害も繰り返し発生している」「脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、2004年(H16)は47.6%に上っている」「また、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は６割を超えており、業務によるストレスなどにより精神障害を発症する事案は年々増加し、さらに、今後石綿を使用した建築物等の解体等の作業の増加が予測されており、当該作業による労働者の石綿ばく露が懸念されている」などであり、石綿問題が大きい。他にも、腰痛・ＶＤＴ作業疲労・感染症対策などを課題としています。

皆さんの職場では、課題が多すぎるとか、よくわからないなど様々でしょうが、少なくとも、活用できる厚労省通達の周知や学習会ぐらいは実施できると考えます。

10月7日に設立総会を迎える「働くもののいのちと健康を守る一宮地方センター」設立準備会は、9月24日に「腰痛予防」の学習会を行い、全国労働衛生週間の取り組みに役立てる計画を進めています。　（理事：三栄国康）

メンタルヘルス・過労死・過労自殺なんでも電話相談 110 番開設

今年も下記の日程で、「過労死・過労自殺電話相談１１０番」を行います。昨年は、マスコミにも連絡して行ったところ、午前１０時きっかりに電話が鳴り始め、相談電話は、とぎれることがありませんでした。また、マスコミの取材もあり、事務局は対応におわれました。是非、電話相談１１０番の相談員をお手伝い下さい。　０５２－８８３－６９６６　０５２－８８３－６９８３

1回目：10月10日(月)　2回目：11月23日(水)

時間：午前１０時～午後４時（両日とも）

ゆたか福祉会理事会が泰中さんに謝罪

９月２日　労働会館会議室で、裁判の判決に従って、被告の内、遠山と妹尾と山田（退職）を除く人たちから、泰中さんに対して、直接、謝罪が行われました。泰理事長が代表して、謝罪の言葉を言った後、鈴木清覚、鈴木峯保、大浦、熊谷、後藤、古川、長谷川、篠塚の各氏から一人一人の言葉で謝罪がありました。泰中さんは途中で気分が悪くなり、１５分程度休憩をとりましたが、すべての人からの謝罪の言葉を聞いていました。

泰中さんの職場では、ゆたか労組の人が多く、ゆたか労組は９．２３の職員会議は正当なものであったという主張を変えていません。そればかりかきょうさ連の会員に対して「泰中裁判の総括の目的とねらいは何か－泰中裁判の本質とゆたか福祉会労働組合がおこなってきたこと」と題する文書を送り、この中で「９．２３職員会議はそれまでの職員会議となんらかわりがありません」として「判決が事実誤認」であり、「泰中さんが外部の動きを利用して労使問題にすりかえた自分本位の許し難い態度です。」と発表しています。これは泰中判決を真っ向から否定するもので、このような姿勢ではゆたか福祉会の再生は出来ません。愛知県や名古屋市の指導にも従わないことの表明になります。ゆたか労組のこの姿勢を許していたら泰中さんの職場復帰はできません。早急に被告遠山と被告妹尾の謝罪を行い、ゆたか労組は泰中問題についての深い自己批判を公表しなければなりません。ゆたか福祉会のゆたか労組に対する指導が必要です。そして、それに従わないようなら、ゆたか労組の孤立化を一層進めて、組合員の大量脱退がおこり、職場での影響力がないような状態をつくりださなければなりません。すでに新しい組合結成の動きも見られるようです。

ゆたか福祉会との交渉は１０月１３日の中労委交渉をめどに決着することをめざして進められています。

2005年会誌「いのちと健康・愛知」好評発売中

2005年会誌「いのちと健康・愛知」が完成しました。今年の年会誌の特集は、「労働組合の労安方針について」と題し、各労組の労安方針をまとめました。是非お買い求め下さい。

頒価：**¥1,000円**（ご注文は、センター事務局まで）
昨年度とセットなら　２冊で　１５００円です。

書籍紹介

●「労働と科学」（東京社会医学研究所発行）～特集“職場の労安活動”：1000円
川本ポンプ　名古屋水道労組　愛知高教組　愛教労組（小中学校）の実践

●「いのちと健康」（全国センター季刊誌）～特集“心の病からの職場復帰”：７00円
名勤生協労組のメンタルヘルス対策が載っています。

石綿（アスベスト）対策要請書（案）

センターでは、愛知県に対して、「石綿(アスベスト)対策要請書」の提出を検討しています。その(案)を以下のようにまとめてみました。是非ご意見をお寄せ下さい。

要請書(案)

愛知県知事　　神田　真秋　様

愛知県労働組合総連合
議　　長　羽根 克明
愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
事務局長　宮崎 脩一

石綿(アスベスト)対策に関する要請書

(前文略)

1．徹底した調査に取り組むこと

(1)県として市町村や企業に対し、石綿使用箇所や危険箇所の徹底した調査と報告を求めること。

特に、損傷、劣化により石綿が飛散する恐れのある吹きつけ塗装部の調査と石綿予防規則に基づく対策をとること。

医療機関に対し、プライバシーには十分配慮しながら、現在治療中及び過去の中皮腫、肺がん患者のﾘｽﾄを作成し、職歴や生活歴に石綿曝露が存在しないかどうかの調査を依頼すること。

(2)学校その他の公共施設や企業において、石綿製品が使用されているか、あるいは放置されている事実が判明した場合は、直ちに対策を検討し、県民に明らかにすること。この場合、調査対象を「吹きつけアスベスト」に限定しないこと。

2．潜在的被害者の把握に努めること

(1)県として、各種医療・保健機関と相談し、一定期間、健康相談と必要に応じた公費負担による検診を早急に実施すること。

(2)県民に対し、石綿の有害性や健康被害について啓蒙するとともに、石綿関連事業に従事したりその周辺に居住したことがある場合は、相談・検診が受けられることを広く知らせること。

3．被害者の救済に万全を期すこと

(1)アスベスト被害は、労働災害、二次災害(家族、周辺住民など)、公害という三つの側面を持っているだけに、補償問題のみならず、アスベスト曝露者の健康管理、アスベスト使用物の補修・解体・廃棄等に関する予防対策を総合的に進めること。

(2)以下の内容をふまえた「石綿法」の制定を国に求めること。

①すべての中皮腫患者を対象とした職歴見直しと適切な労災認定を本人・遺族、医療機

関の協力を得ながら行政機関の責任において実施すること。
②職歴証明が困難な事例については、労働基準監督署に相談窓口を設置し、労働実態に即した認定を行えるようにすること。
③以下のことに考慮し、早急に石綿による疾病の労災認定基準を改定すること。
・中皮腫に関しては、石綿の職業性曝露が確認された労働者はすべて労災認定すること。
・肺がんについては10年以上としている曝露期間の撤廃もしくは短縮をはかること。
・国の責任で胸膜肥厚斑や肺組織の石綿繊維の検索・分析機関を増やすこと。検査に要する費用も国が負担すること。
④石綿の被害が長年にわたって労働者に知らされてこなかった事実をふまえ、療養費用・休業補償に関しては2年間、遺族年金等に関して5年間としている時効の弾力的運用をはかること。
(3)保健所や自治体に家族の第2次災害や地域での被害者に対する相談窓口を設置すること。国に対し、被害に対する補償制度の創設を求めること。
(4)医師会等を通じて個別の医師(とりわけ呼吸器担当)への啓蒙を図るとともに、産業保健推進センター、医師会、労働基準監督署等において医師が相談できる窓口を開設し、労災認定の推進を図る体制をつくること。日本産業衛生学会や医師会などの協力を得て、石綿肺や中皮腫に関する研修会を積極的に行うこと。
　また、自主的に相談活動を実施している団体や実施しようとしている団体を県政だより等で紹介したり、補助金を支給するなどの援助を行うこと。
(5)中皮腫の早期発見を目的とした診断技術の向上と、治療法の確立を国家的プロジェクトとして行うよう国に求めること
(6)石綿による健康障害を早期に発見するための健康管理体制の充実を国に求めること。特に、健康管理手帳の活用を重視し、全ての石綿作業者(一人親方を含む)に健康管理手帳を交付し、在職中からの一貫した健康管理体制の確立をはかるよう国に求めること。

4．石綿の全面禁止を
(1)石綿の使用をただちに全面禁止すること。法的措置を国に求めること。
(2)石綿製品(とりわけ建材)の解体や除去にあたっては、石綿飛散による労働者や周辺住民の健康障害が発生しないように安全な除去法の徹底と、その監視・指導体制を確立すること。
(3)環境測定と公表の義務化
　工事差し止め、解体等で、石綿飛散が起こる危険がある作業に関しては、作業環境測定、周辺環境測定を事業者の責任で行うことを義務付け、さらに労働者・住民に対する公表も義務付けること。環境基準に違反するものに関しては、工事中止を含む行政処分を行うこと。
(4)産業廃棄物としての石綿対策
　撤去した石綿含有廃材等の管理に関して、解体業者のみならず依頼者の責任も明確にした産業廃棄物としての石綿対策を強化すること。
(5)民間施設や住宅などのアスベスト除去に関わる工事を推進するために、助成制度の創設などを検討すること。
(6)零細な建材業者、建設業者の在庫品を代替品と無償交換ができるように、国やメ

ーカーに要請すること。

5．以上の要請を実現するために、「石綿法」制定を含め、必要な法改正を関係機関に働きかけること。

アスベスト被害救済弁護団結成のお知らせ

９月１５日に有志の弁護士が集まり結成しました。皆様からのご支援、ご協力情報提供をお待ちしています。

＜連絡先＞
名古屋市中区金山1-9-17　金山スズキビル８階　金山総合法律事務所
弁護士　渥美 玲子　　TEL　０５２－３３１－９０５４

東海北陸ブロックセミナーのご案内

静岡、愛知、岐阜、三重、福井、石川、富山の各県から労働安全衛生活動の学習と交流を目的として、初めてのブロックセミナーが開かれます。今年は愛知の責任で開催します。職場の労安問題に関心のある方は　是非お出かけ下さい。

日　時：１０月２９日(土)１３時受付～３０日(日)１２時まで
費　用：当日参加　１５００円　　宿泊参加　￥１２，０００円
会　場：全港湾労組会館
宿泊先：全港湾ハーバーロッジ（地下鉄名古屋港線　終点下車　①出口から1分）
日　程：１０月２９日(土)
　　１４：００　講演「アスベスト被害とその対策」
　　講師：愛知教育大学教授・久永直見先生

　　１６：１５　講演「メンタルヘルス疾患からの職場復帰支援の手引き」
　　講師：全労働愛知支部
　　１８：３０　夕食交流会　（会場：豊澤園）
１０月３０日(日)
　　９：００　分科会
　　①「メンタルヘルス」対策
　　②「労安活動、はじめの一歩」
　　③「教育現場の労安問題」
　　１１：３０　全体会
　　１２：００　閉会

当面の日程

月　日	事　　項	時間・場所など
9月28日(水)	ゆたか第３回交渉 金丸事務局会議	12:00 労働会館 17:30 事務所
29日(木)	挺身隊裁判	13:30 名古屋高裁
30(金)～ 10/1(土)	健康で安全に働くために全国交流会	大津
10月１日(土)	第３回全国センター理事会 労問研総会	13:00 労働会館会議室
２日(日)	愛知県道路問題交流集会	11:00 保険医協会
３日(月)	事務局会議	10:00 事務所
７日(金)	一宮健康センター設立	19:00 一宮高齢者事業団
８日(土)	愛知高齢者大会	10:00 名古屋市公会堂
10日(月)	メンタルヘルス電話１１０番	10:00～16:00 事務所
13日(木)	ゆたか中労委交渉	東京
15日(土)	東海労働弁護団総会	13:30
19日(水)	事務局会議	10:00 事務所
29(土)～ 30(日)	東海北陸ブロックセミナー	13:30 ～12:00　全港湾労組
11/23	過労死・過労自殺・アスベスト１１０番 052-883-6966　052-883-6983	10:00 ～16:00　事務所

熱中症対策に扇風機付き作業着

扇風機

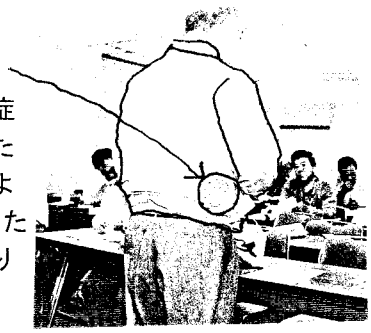

住友軽金属の名古屋工場では、５０度近くになる職場で熱中症が発生しています。アルミ缶に虫がはいったりするのを防ぐために窓が開けられなかったのです。今年は暑いと窓を開けるようになりました。、写真のような背中に小さい扇風機がはいった作業着が試しに配布されました。ボタンを押すと扇風機が回り空気が送り込まれて少し涼しくなります。でも、焼け石に水。職場全体の冷房装置が必要です。